

債券管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・法務省告示第1号）の一部改正の新旧対照表

○平成29年個人情報保護委員会・法務省告示第1号（債券管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン）

・改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発 地	出 発 地
第3 個人情報の利用目的等に関する義務 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 [1・2 略] 3 利用目的による制限（法第18条関係） (1) [略] (2) 法第18条第3項第1号（<u>法令（条例を含む。以下この第3、第4、1及び第6、2において同じ。）</u>に基づく場合）に規定する場合の例としては、通則ガイドライン3-1-5「利用目的による制限の例外」に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。 (例) ・ 住民基本台帳法第12条の3に基づき、債務者の本人確認のために住民票の写しを交付請求する際、市町村役場の職員の求めに応じて、不当な目的で請求するものではないことを証明するため、当該債務者の個人情報を提出する場合 ・ 民事訴訟法第223条に基づく裁判所による文書提出命令に対して文書を提出する場合 ・ 民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託又は同法第226	第3 [同左] 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 [1・2 同左] 3 利用目的による制限（法第18条関係） (1) [同左] (2) 法第18条第3項第1号（<u>法令に基づく場合</u>）に規定する場合の例としては、通則ガイドライン3-1-5「利用目的による制限の例外」に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。 (例) ・ 住民基本台帳法第12条の3に基づき、債務者の本人確認のために住民票の写しを交付請求する際、市町村役場の職員の求めに応じて、不当な目的で請求するものではないことを証明するため、当該債務者の個人情報を提出する場合 ・ 民事訴訟法第223条に基づく裁判所による文書提出命令に対して文書を提出する場合 ・ 民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託又は同法第226

条に基づく文書の送付の嘱託に応ずる場合 なお、法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、債権回収会社は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。 4 [略] 第7 個人データの漏えい等の報告等の義務（法第26条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 1 [略] 2 事業所管大臣への報告 債権回収会社は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3－5－3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（<u>法第150条</u>の規定により法務大臣が報告を受理する権限の委任を受けている場合には、法務大臣）に報告しなければならない。	条に基づく文書の送付の嘱託に応ずる場合 なお、法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、債権回収会社は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。 4 [同左] 第7 [同左] 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 1 [同左] 2 事業所管大臣への報告 債権回収会社は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3－5－3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（<u>法第147条</u>の規定により法務大臣が報告を受理する権限の委任を受けている場合には、法務大臣）に報告しなければならない。
通則 第26条 [] の記載は対応しない。	